

船舶インシデント調査報告書

令和5年8月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年9月30日 12時10分ごろ
発生場所	鹿児島県枕崎市枕崎港南方沖 枕崎港沖防波堤東灯台から真方位168° 3.0海里付近 （概位 北緯31° 12.3 東経130° 18.2'）
インシデントの概要	貨物船第八盛山丸は、南東進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年11月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第八盛山丸、498トン 137043、芙蓉物流株式会社 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力1,471kW、回転数 毎分690、6気筒、ボア280mm、使用燃料C重油、平成14年 11月機関製造、平成14年12月3日進水
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、三級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.8m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、回航の目的で関門港六連錨地を出航し、鹿児島県鹿児島市鹿児島港に向けて枕崎市南方沖を約12ノットの対地速力で南東進していた。</p> <p>機関長は、当直中の機関士から主機の燃料噴射ポンプ付近から燃料油が漏れいしているとの連絡を受けて機関室に向かった。</p> <p>機関長は、船尾から順に番号が付された主機2番シリンダの燃料噴射ポンプ（以下「本件ポンプ」という。）の据付けボルト4本中1本が破断し、残り3本のボルトナットが緩んでおり、本件ポンプが据付け台座上で上下に動き、燃料油管数箇所が破損して燃料油が吹き出ているのを認めた。</p> <p>機関長は、運航不能と判断し、その旨を船長に報告して主機を停止した。</p> <p>本船は、付近に錨泊した後、船長が所属会社にタグボートの手配を依頼し、来援したタグボートにえい航されて鹿児島港谷山区に入港した。</p> <p>本船は、主機整備会社による調査の結果、燃料カムの駆動力による</p>

	<p>繰り返し応力が集中した据付けボルト（以下「本件ボルト」という。）が破断し、3本のボルトナットが緩み、本件ポンプが据付け台座上で上下に動き、燃料油管数箇所に破損が生じたことが判明したが、本件ボルトが破断に至った状況を特定することはできなかった。</p> <p>機関長は、本件ボルトが破断したのは、ボルトナットが緩んだかもしれないと思ひ、主機整備会社による定期検査の後であっても、本件ポンプの据付けボルトナットの締め付け状況の確認をすればよかったと本インシデント後に思った。</p>
分析	<p>本船は、南東進中、燃料カムの駆動力による繰り返し応力が集中した本件ボルトが破断したことから、3本のボルトナットが緩んで、本件ポンプが据付け台座上で上下に動き、燃料油管数箇所に破損が生じ、燃料油が漏えいして主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。</p> <p>本件ボルトが破断したのは、本件ボルトナットに緩みが生じ、燃料カムの駆動力による繰り返し応力が集中したと考えられるが、本件ボルトが破断に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、南東進中、燃料カムの駆動力による繰り返し応力が集中した本件ボルトが破断したため、3本のボルトナットが緩んで、本件ポンプが据付け台座上で上下に動き、燃料油管数箇所に破損が生じ、燃料油が漏えいして主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関長は、燃料噴射ポンプの据付けボルトナットの締め付け状況の確認等を含め、随時、機関に異常がないか点検すること。